

相次ぐ会社による人事権濫用・不当労働行為を許さない!

職場に蔓延する命令と服従から 社員に寄り添う企業を取り戻そう!

社員に寄り添う企業を取り戻そう!

労組憎しに端を発した異常な職場管理の実態があらゆる職場で現れています。大崎運輸区では熱中症対策について進言した分会役員に対し、現場長が「区長は校長、副長は先生、乗務員は生徒と同じ扱い。生徒が先生に噛み付いたら指導する!」と発言し、さらに前段で勤務操配について進言した(毎日勤務が変わっていたら生活設計が立てられない)ことについては「乗務員に向かない。面談で異動の希望をしないから予備月に勤務が変わることは当たり前。乗務員じゃない方がいと思う。今はまだ(異動の話は)来ていないけど」と恫喝しました。その後、異動の徳進の際には「勤務を選ばず乗務員には無い」乗務員には向いていないから異動の話が来た」「乗務員を続けたらそれなりの礼儀、態度を取らねば」「今回試験は受けましたが、通教は取りましたか、頑張っていないんですよ」「サービス介助士は受けましたか、会社から給料をもらっているのだから自己啓発はやらねえとダメ。それを放棄することは就業規則違反」と述べました。これが現場長のいう「校長による生徒への指導」でしょうか。まさに『命令と服従』の貫徹に向けた『排除の論理』です。そもそも予備月であっても、勤務操配は一定の配慮があつて然るべきであり、また熱中症対策も仲間の声を代弁してより良い方法を進言しただけであるにも関わらず、その進言ですら「噛み付く」と捉えられてはコミュニケーションすら取れません。残念ながら現在のJR東日本の経営・管理層にはこうした『命令と服従・排除の論理』に蔓延しており、類似する事象が散見されています。

池袋運輸区では家族の介護の必要性を訴え続け、他支社への異動を希望していた組合員に対し、水道橋駅への異動の態度がなされました。その際にも「自宅から通勤できれば何の仕事でもいい、JR東日本で働き続けたい」と切実に訴えましたが、水道橋駅

への異動が覆ることなく、それでは介護が困難であることから当該組合員は退職を余儀なくされました。

また、本人希望の無視はもろろん「何故その異動をその人が担わなければならないのか」が一切明確に示されない不可解な異動!新たなジョブローテーションの相次ぐ実施によって、職場・線区を熟知したプロがいなくなつてしまつていきます。一体何のための自己申告書、何のための個人面談であり、何のために会社は個人把握するのでしょうか。

こうした会社の姿勢が社員から帰属意識を削ぎ取り、会社を愛せないからこそ、その会社を利用する方々を愛せないことにつながつていのではないのでしょうか。いくら『会社の指示に従え!』『利用者の立場に立つて接客しろ!』などと上辺だけ指導したところで心からの接客とはなりません。こうした労働現場で現れている現場実態・感覚から、一刻も早くこのJR東日本を『命令と服従』『上位下達』『排除の論理』から解き放ち、すべての社員が鉄道を利用するすべての方々を大切にできる、安全で安心した鉄道輸送をつくり上げられる健全な経営環境へ軌を直さなければなりません。

「人権保護・不当な労働の排除」を掲げる国連グローバルコンパクト(署名・加入したJR東日本は、コンプライアンス遵守を声高に唱える一方で先の脱退パワハラ訴訟で司法に指摘された責任について一切を覆い隠し、パワハラを行った当事者2名の優遇人事の見直しについても無視し続けています。

私たちは鉄道の安全を守り、すべての利用者が安心して利用できる鉄道の創造に向けて、働く者の人権無視、労組破壊を目的とした不当な人事異動を許さず、笑顔あふれる職場の実現に向けて取り組んでいきます。

職場の努力でコロナ前に匹敵する収益を確保
要求実現・満額回答を実現しよう!

>> 2024年度年末手当 要求水準 <<
基準内賃金(エルダー社員は基本賃金)の
3.5ヶ月 + 5万円
JESSは基本給月額(契約社員を含む)

	JR 東日本	JR 東日本 ステーションサービス (JESS)
申し入れ	申12号	申14号
交渉期日	2024年 11月8日まで	速やかに調整し開催
支払い指定日	2024年 12月5日まで	2024年 12月6日まで

「JTSU-E 2024 "秋"」を
すべての仲間の手づくりだそう!

STOP! 企業倫理の逸脱 NO! 企業犯罪
第三者機関を活用した取り組み
不当労働行為救済申立て

■ 水戸地本からの申立て(2023年 3月13日提出)
次回、第6回調査は11月18日(月)10時30分からの予定です。

■ 東京地本からの申立て(2022年11月25日提出)
9月24日(火)15時00分から東京都労働委員会において、第7回調査が行われました。
次回、第8回調査は12月23日(月)10時30分からの予定です。

■ 八王子地本からの申立て(2023年 1月18日提出)
次回、第7回調査は11月7日(木)10時00分からの予定です。

**安全に安心して働ける JR 東日本を取り戻すため、
すべての仲間で健全な経営を実現させよう!**

JR 東日本八王子駅パンフ配布処分事件
職場活動の規制を許さず、健全な JR 東日本を実現しよう!
第8回中央労働委員会調査
11月19日(火)16時30分より

健全な企業を私たちの手に取り戻そう!
八王子地本 ビラ配布行動



八王子地本は10月14・15日、八王子駅頭においてビラ配布行動を取り組み、2日間で900枚を配布しました。そして、JR東日本における行き過ぎた効率化や労組差別を前面に押し出した新たなジョブローテーション施策の実施が、結果として鉄道の安全を阻害している現実を訴えてきました。

ビラを受け取った利用者からはみどりの窓口の問題や駅に社員がいないことなどのJR東日本に対する不満が出された一方で、健全な企業を目指して取り組む私たちへの激励の温かい声を頂きました。引き続き誰もが安全に安心して利用できる鉄道の創造に向けて連携する方々と共に取り組んでいきます。

JTSU-E
ジェイアールバス関東労働組合
ジェイアールバス関東労働組合

**ジェイアールバス関東不当労働行為事件
中央労働委員会命令取り消し訴訟**

**次回いよいよ判決
12月5日(木)13時10分より**

労組ハラスメントと不法行為を根絶させるために、
バス関東労組の仲間と連帯し、完全勝利判決を実現しよう!